

平成 29 年度決算 財務書類

注記（連結会計）

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

①有形固定資産……………取得価額

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達価額

ただし、道路、河川及び水路の敷地においては備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得価額が判明しているもの……………取得価額

取得価額が不明なもの……………再調達価額

ただし、取得価額が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

②無形固定資産……………原則として取得価額

ただし、取得価額が不明なものは、再調達価額としています。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

①満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの……………取得価額

ただし、実質価額が 30%以上下落している場合、強制評価減を行っています。

②出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除きます。）……定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 13 年～ 50 年

工作物 3 年～ 75 年

物品 3 年～ 10 年

②無形固定資産（リース資産を除きます。）……定額法

（ソフトウェアについては、三原村における見込利用期間（５年）に基づく定額法によっています。）

③所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が１年以内のリース取引及びリース契約１件あたりのリース料総額が３００万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

（５）引当金の計上基準及び算定方法

①徴収不能引当金

未収金については、過去５年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去５年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

②退職手当引当金

退職手当債務から高知縣市町村総合事務組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、高知縣市町村総合事務組合における積立金額の運用益のうち三原村へ按分される額を加算した額を控除した額を加算して計上しています。

③賞与等引当金

翌年度６月支給予定の期末手当、勤勉手当等及びそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

（６）リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が１年以内のリース取引及びリース契約１件あたりのリース料総額が３００万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

(9) 連結対象団体（会計）の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

決算日と連結決算日の差異が 3 か月を超える連結対象団体はありません。

2 重要な会計方針の変更等

重要な会計方針の変更はありません。

3 重要な後発事象

該当の事象はありません。

4 偶発債務

該当の事象はありません。

5 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
高知県市町村総合事務組合 （退職手当業務）	一部事務組合・広域連合	みなし連結	—
高知県市町村総合事務組合 （消防補償等業務）	一部事務組合・広域連合	比例連結	0.65%
高知県市町村総合事務組合 （議会議員公務災害補償業務）	一部事務組合・広域連合	比例連結	2.57%
高知県市町村総合事務組合 （自治会館管理業務）	一部事務組合・広域連合	比例連結	1.00%
高知県市町村総合事務組合 （交通災害共済業務）	一部事務組合・広域連合	比例連結	0.42%
高知県後期高齢者医療広域連合	一部事務組合・広域連合	比例連結	0.25%
こうち人づくり広域連合	一部事務組合・広域連合	比例連結	1.57%
幡多広域市町村圏事務組合 （一般会計）	一部事務組合・広域連合	比例連結	2.42%
幡多広域市町村圏事務組合 （ふるさと市町村圏事業会計）	一部事務組合・広域連合	比例連結	5.49%
幡多広域市町村圏事務組合 （滞納整理事業特別会計）	一部事務組合・広域連合	比例連結	1.43%
幡多西部消防組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	12.07%
土地開発公社	地方三公社	全部連結	—
三原村農業公社	第三セクター等	全部連結	—

連結の方法は次のとおりです。

- ①一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。ただし、高知県市町村総合事務組合（退職手当業務）は、みなし連結を採用しています。
- ②地方三公社は、すべて全部連結の対象としています。

③第三セクター等は、出資割合等が 50 %を超える団体（出資割合等が 50 %以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。）は、全部連結の対象としています。また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない第三セクター等については、出資割合等や活動実績等に応じて、比例連結の対象としています。ただし、出資割合が 25 %未満であって、損失補償を付している等の重要性がない場合は、比例連結の対象としていない場合があります。

※連結財務書類から対象となる連結対象団体を記載しています。

（２）出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

（３）売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

平成 30 年度予算において、財産収入として措置されている公共資産

イ 内訳

該当はありません